

# 子ども・子育て支援新制度がスタートします

平成24年8月に成立した、「子ども・子育て関連3法」に基づく「子ども・子育て支援新制度」が、平成27年4月からスタートします。

児童福祉課児童福祉係 ☎0824-73-1192



## 国がめざす新制度のねらいと主な内容

「子ども・子育て支援新制度」(以下「新制度」という。)は、一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現を目指して創設されるもので、次の3つの目的を掲げています。

1

### 質の高い幼児期の教育・保育を総合的に提供

保護者の就労状況などによらず、柔軟に子どもを受け入れられる、幼稚園と保育所の機能を併せ持つ「認定こども園」の普及。



2

### 保育の量の拡大と確保

地域のニーズを踏まえ、待機児童解消のため保育の受け入れ人数を増やすとともに、子どもが減少傾向にある地域の保育の支援。



3

### 地域の子ども・子育て支援を充実

すべての子育て家庭を対象に、子育て相談の場や親子が交流する場、一時預かりの場を増やすなど、地域のさまざまな子育て家庭のニーズに対応した、子育て支援のより一層の充実。

## 庄原市がめざす子育て

市は新制度への移行に先立って、国が定める「基本方針」を基に、地域の実情を踏まえながら、今後どのような施設・サービスを、どのくらい、いつまでに整備実施していくかを定める「庄原市子ども・子育て支援事業計画」(平成27～31年度の5年計画)を策定中です。策定にあたり本年3月、0歳から11歳までの子どもの保護者を対象にした「ニーズ調査」を実施しました。主な調査項目として、保護者の就労状況、教育・保育事業の利用希望、病児病後見保育、一時預かり利用などについてお尋ねし、その調査結果を基に、子育て中の保護者や子育て支援に携わっている事業者、学識経験者などで組織した「庄原市子ども・子育て支援事業計画策定推進委員会」で、現在審議を進めています。

この計画は、庄原市がめざす教育・保育・地域の子育て支援の基本計画となるもので、策定期間は、平成27年3月を予定しています。

## 新制度に伴う保育所入所について



### 入所の手続きは今までとどう変わるの？

これまでと同様、市役所で保育所入所の手続きを行っていただきますが、新たに保育の必要性などについての認定申請が必要になります。具体的な手続きは、11月下旬から開始を予定しています。今後、広報しようばらや市のホームページなどでお知らせします。

### 利用料金はどうなるの？

利用者にご負担いただく費用(保育料など)は、現在の利用者負担の水準や、利用者の負担能力(所得など)に応じ、国の動向を踏まえ、今後設定することになります。

申請期限(10月28日)迫る「子育て世帯給付金」

#### ●支給対象者

平成26年1月1日時点で庄原市に住民登録がある方で、平成26年1月分の児童手当または特例給付を受給し、平成25年の所得が児童手当の所得制限限度額未満の方。

※「臨時福祉給付金」の対象者は、臨時福祉給付金が優先しますので、「子育て世帯臨時特例給付金」は対象となりません。また、生活保護受給者は対象外です。

●申請期限/10月28日(火)

●支給金額/対象児童1人につき1万円

■新制度について詳しいことは、内閣府のホームページをご覧ください。

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/index.html>

問い合わせ 児童福祉課児童福祉係 ☎0824-73-1192

